

# ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備 のガイドライン

## はじめに

本格的な少子・高齢社会の時代を迎え、すべての人が自立した個人として参画できる社会の実現が求められています。このため、社会を構成する建築物を含めた社会資本を整備する上でも、だれもが同じように利用できる施設の整備が重要な課題となっています。このような中、さらにきめ細やかな配慮を行い、すべての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設の整備を目指し、国や地方公共団体においては、ユニバーサルデザインの考え方を導入する動きがあります。

このような背景を踏まえ、全国営繕主幹課長会議幹事会付託事項として、公共建築整備に当たってのユニバーサルデザインの考え方の共有化を図るため、都道府県等の営繕関係機関が連携して検討を行い、基本方針、整備の進め方や視点等を取りまとめた「ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成しました。

今後の公共建築整備に当たり、より良い解決策を導き出す手がかりを示す共通の指針として活用していただきたいと思います。

## 第1章 総則

### 1. 1 これからの公共建築整備の基本的考え方

本格的な少子・高齢社会の時代を迎え、すべての人が自立した個人として参画できる社会の実現が求められています。このため、社会を構成する建築物を含めた社会資本を整備する上で、だれもが同じように利用できる施設の整備が重要な課題となっています。

公共建築整備に当たっては、従来からの高齢者・障害者施策にとどまらず、より質の高い機能を備えた施設を目指して積極的な対応を行ってきたところですが、今後は、ユニバーサルデザインの視点に立つ、さらにきめ細やかな対応を行っていくとともに、地区レベルのユニバーサルデザイン化に向けて、関連する他の事業と連携を図り、すべての人が積極的に社会参加できるまちづくりの推進と社会活動の支援に寄与することが必要です。

したがって、公共建築整備にユニバーサルデザインの考え方を導入するに当たっては、公共建築として、安全で、使いやすく、美しく、適正な価格で、施設用途に応じた備えるべき機能を維持しつつ、すべての人の尊厳を尊重し、特別扱いするのではなく、自主的に選択して利用できるように配慮した施設整備を目指すことを基本とします。

## 1. 2 目的

すべての人が使いやすい公共建築を整備するには、従来のように高齢者・障害者等、特定の人専用という考え方ではなく、基本的にすべての人を利用者としてとらえ、視野を広げて考えなくてはなりません。また、施設利用者の多様で幅広いニーズを十分理解し、施設整備に反映していくことが大切です。

このガイドラインは、ユニバーサルデザイン7原則（※）を踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築の整備に当たっての考え方、具体的解決策等を示すことにより、この考え方に基づいた公共建築整備の着実な実施のための道標となることを目的とします。

※ユニバーサルデザインとは、ノースカロライナ州立大学(米)のロナルド・メイス教授(1941-1998)が1980年代に提唱したもので、「すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。」と定義されており、参考資料のとおり「ユニバーサルデザイン7原則」が示されています。

## 1. 3 全体構成

このガイドラインの内容を十分に理解していただくために、ガイドラインの全体構成について説明します。

ガイドラインは、第1章 総則に続き、第2章 ユニバーサルデザインに関する基本方針、第3章 整備ガイドにより構成されています。

第1章に示す、これからの公共建築整備の基本的考え方やガイドラインの目的を踏まえ、第2章においては、地区レベルでのユニバーサルデザイン化を目指した周辺地域、事業等との連携の基本的な考え方、及びユニバーサルデザインの考え方を導入した施設整備の進め方の視点を示しています。

なお、2. 3. 2 整備の各段階での取組においては、施設整備に当た

り、ユニバーサルデザインの視点に立ったニーズの把握、解決策の検討、評価、フィードバック（以降の施設整備等への評価結果の反映）といった一連の作業を各段階において繰り返し、より良い施設整備の内容を目指し、検証することを「ユニバーサルデザインレビュー」（以下「UDレビュー」という。）と定め、各段階におけるUDレビューを例示しています。ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築を実現するためには、この取組を、施設の企画・立案といったより早期の段階から行うことが大切です。

また、この章の最後には、今後、多くの需要が見込まれる既存施設の改修に当たっての整備の基本的な視点も示しています。

第3章においては、ユニバーサルデザインの考え方を導入するに当たり、どのような視点を持って検討すべきかということを示しています。なお、整備ガイドの整理に当たっては、建物を構成する部位ごとといった従来の設計基準のまとめ方をせず、移動空間、行為空間、情報、環境及び安全の5つの視点から、施設利用者を取りまく環境あるいはその行為ごとにまとめています。これによって、単に個々の建物の部位、設備、単位空間というように、部分的に施設の整備を考えるのではなく、より施設利用者の視点に立った、施設全体を通したきめ細やかな対応が実現されるよう期待しています。

なお、参考資料として、一般行政事務を行う庁舎について、5つの視点から、部位又は要素ごとに、基本となる設計上のポイントや、これに加えて、実際には相反するニーズ等が生じる場合があることから、個々のニーズに応じて特に配慮すべき事項等、施設整備の対応のみでは解決しきれない不自由さについての運用・管理上での配慮事項等を整理しています。

## 1. 4 適用範囲

### (1) 対象施設 公共建築

ここで「公共建築」とは、国又は地方公共団体が所有する建築物をいいます。

### (2) 対象者 施設利用者（来訪者、執務者、地域住民）を対象とし、年齢、性別、能力等を問わず、あらゆる利用者（障害者、高齢者、子ども、妊婦、乳幼児連れ、外国人等）に配慮します。

### (3) 対象部位及び対象行為

対象者が利用する動線上にある施設の各部位及びそこで行われる行為。災害等の緊急時に避難する動線上の部位及び行為についても考慮します。

---

注記) このガイドラインの用語の使い方として、理念に係る事項については、「すべての人」とし、これを目指す技術的な事項については、「できる限りすべての人」と表記しています。

## 第2章 ユニバーサルデザインに関する基本方針

### 2. 1 整備方針

全国の公共建築には、多数の人々が訪れます。また、来訪者は、子どもからお年寄りまでと幅広く、障害のある人、大きな荷物を持った人、外国人等様々です。公共建築は、行政サービス等が行われる場であり、すべての人がこれを等しく享受できることが求められています。また、市民にとって、社会活動への参加の場でもあり、だれもが積極的にこれに参加できるよう支援していくことが必要です。そのため、公共建築整備に当たっては、まず、基本的にすべての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるものとするという心構えが必要です。

これまでも、公共建築整備に当たっては、高齢者・障害者等の利用に配慮して、できる限りすべての人に使いやすい施設を整備するなど、積極的に対応してきたところですが、本格的な少子・高齢社会の到来により、今後一層のきめ細やかな取組が求められています。これに適切に対応するため、ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築の整備を目指そうとするものです。

ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築を実現するためには、企画から施工までの整備過程のできるだけ早い段階から、安全や使いやすさのほか、経済性、技術的条件、文化的要件、環境への配慮、セキュリティの確保等、関連する諸条件を考慮しながら、できる限りすべての人の要求に応える解決策をより上手に組み込むことが重要です。

また、すべからく一律に対応するのではなく、施設が立地する地域性、気候等の特徴を十分把握した上で、調和を図りつつ、柔軟に対応していくことが重要です。

さらに、すべての人が積極的に社会参加できるまちづくりの推進と社会活動の支援に寄与するという視点からは、地域との連携を図り、コミュニティの形成に貢献すべく、一体的な取組を進めることが重要です。

#### 2. 1. 1 整備に当たっての主たる視点

ユニバーサルデザイン7原則を基に、公共建築整備に当たっての主たる視点を以下に示します。

- (1) だれもが公平に施設を利用できること
  - ・ だれもが移動しやすい経路とする。基本的にだれもが同じ動線で利用できるようにする。
  - ・ だれもが気持ち良く利用し、働くことができるよう、差別感や屈辱感が生じないようにする。

- ・ だれもがプライバシーや安心感、安全性を得られる施設とする。
  - ・ 施設は、だれにとっても、魅力あるデザインとする。
- (2) だれにとっても使用上の自由度の高い施設や設備であること
- ・ 利用者の様々な好みや能力に合わせて、使い方を選べるようにする。  
(使い方の自由度が高いこと。)
  - ・ 設備機器、器具等は、だれもが正確に操作しやすいように、分かりやすく、簡単に利用できるようにする。
  - ・ 利用者の行動特性を考え、デザインを工夫する。
- (3) 施設や設備は、だれにでも使い方が簡単で分かりやすいこと
- ・ 設備機器、器具等の使用方法を分かりやすいものとする。
  - ・ 使い方の情報(説明)は、重要度の高い順にまとめる。
  - ・ 移動しやすい経路を考え、分かりやすい施設、部屋等の配置とし、及び分かりやすい動線とする。
- (4) だれにも必要な情報が効果的に伝わり、理解しやすいこと
- ・ 大切な情報が、効果的に伝わるようにし、絵や文字、手触り等異なった方法を併用する。
  - ・ 標識、標示は、分かりやすいものとする。
  - ・ 視覚、聴覚等に障害がある人にも効果的に伝わるようにする。
- (5) だれにとっても安全なデザインであること
- ・ だれにとっても危険なものや場所がないように配慮する。
  - ・ 設備機器、器具等の操作が安全にできるように配慮する。
  - ・ うっかりミスや危険につながらないデザインとする。
  - ・ だれもが安全に避難できるように、避難・誘導計画を立てる。
- (6) だれもが無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること
- ・ 自然な姿勢のまま、効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるデザインとする。
  - ・ 設備機器、器具等は、あまり力を入れなくても使えるようにする。
- (7) 利用しやすいスペースと大きさを確保すること
- ・ どんな体格や姿勢、移動能力の人にも、利用しやすいスペースや大きさとする。
  - ・ 様々な手や握りの大きさに対応できるようにする。
  - ・ 補助具や介助者のスペースを十分に確保する。

## 2. 1. 2 運用・管理の重要性

公共建築整備に当たって大切なことは、施設や設備をすべての人が同じように使えるようにするというユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）の考え方です。これを実現するには、様々な障害（バリア）となる事象をできる限り取り除く施設や設備（ハード面）での対応が重要ですが、利用者のニーズは多様で幅広く、また個人の能力も年齢とともに変化するなど、できることとできないことが個々異なることから、ハード面での対応のみでは限界があります。このため、施設を運用・管理する立場の人や利用者のそばにいる周囲の人の対応といった支援が欠かせません。

施設を運用・管理する立場の人が、施設整備の意図を十分に理解した上で、さらに、利用者に対する配慮や工夫を行えば、利用者にとって施設は格段に使いやすくなります。この意味で、施設整備（ハード面）と運用・管理（ソフト面）は、できる限りすべての人が使いやすい施設を実現するための、車に例えれば「両輪」です。したがって、施設整備に当たっては、利用者ニーズを把握するとともに、施設を運用・管理するスタッフとのやり取りをあらかじめ十分に行うことが重要となります。

## 2. 2 多様な関係者との連携

### 2. 2. 1 施設管理者との連携

2. 1. 2 運用・管理の重要性でも述べているとおり、施設整備（ハード面）と運用・管理（ソフト面）の相互補完は、UDの考え方を導入した公共建築の実現に向けた両輪です。ただし、安易にソフト面での対応に頼るのではなく、ハード面でできることは、できる限り実施するよう目指します。

また、ソフト面での対応の前提として、施設管理者に施設利用者の不自由さを理解していただくことが必要です。その上で、施設利用者の十分なニーズの把握が必要となります。

施設整備の各段階において、施設管理者と綿密な意思疎通を図り、運用・管理段階でのソフト面の対応を想定した上で、整合性のとれた施設計画を立案し、運用・管理への円滑な移行を目指します。

### 2. 2. 2 周辺地域、事業等との連携

公共建築の敷地内にとどまらず、UDの考え方を導入した面的、連続的な整備の取組が大切です。

そのためには、関係部局との調整を図り、地域におけるバリアフリー化やUD化の計画等との整合性を確保することが必要です。

例えば、公共交通機関からの経路については、移動しやすい経路の確保、分かりやすい案内等の実現に向けて、道路管理者等との連携が必要です。また、

移動経路等についての地域的な情報提供も、利用しやすさを確保するための有効な手段となります。

また、近隣の公共施設等との連携によるネットワークの形成に努めます。必要に応じて地域の代表や周辺事業者等が加わった連絡協議会の設置を考えるなど、連携のための活動母体の構築を図ります。

具体的な取組としては、例えば、敷地の一角を公開空間とし、休憩スペースや歩道スペースとして提供するなどによる、快適で安全な歩行空間の整備、公園等公共空間のUD化、分かりやすい案内表示等の整備について連携を図るなど周辺事業との連携・調整を行います。

さらに、UDの考え方の共有化を図る目的から、国、地方公共団体等の間での連携を図り、全国的に情報の共有化を図るなど、より水準の高いUDの実現を目指します。

## **2. 3 整備の進め方の視点**

### **2. 3. 1 進め方の主たる視点**

UDは、施設整備を進めていく上での指標であり、だれもが利用できる施設の整備を目指す取組です。

しかし、実際の施設整備においては、様々な制約条件があり、あるいは、多様なニーズに対応する中で、どうしても対立する要素もあり得るので、このような場合については、解決策を導くための優先順位の考え方を整理する必要があります。

UDの実現により近づいていくためには、個々の施設整備における不断の取組が必要であり、また、次回の施設整備へつなげていくことが大切です。

また、施設利用者のニーズをよりの確に把握するなど、施設整備の進め方が重要です。

当初よりUDの視点に立って施設整備を適切に進めることにより、手戻りが減少し、より多くの使いやすい施設の整備が実現できることから、質の高い、効果的な施設整備が可能となります。

そのため、あらかじめ、施設管理者や施設利用者との十分な意思疎通を図ることが大切です。

施設整備を進めていくに当たり、整備の各段階の評価として、施設利用者の視点で、客観的な立場から施設整備の内容についての目標を設定し、UDレビューを行う項目を抽出し、そのチェックを行います。

なお、UDレビューについては、1. 3 全体構成において、「施設整備に



当たり、UDの視点に立ったニーズの把握、解決策の検討、評価、フィードバックといった一連の作業を各段階において繰り返し、より良い施設整備の内容を目指し、検証すること」と定義しているとおりで、常に前の段階よりも高い水準を達成するスパイラルアップの取組です。

設計者、発注者（施設整備担当）により、これまでの整備実施例等を基礎として、UD レビューの項目の抽出とチェックを行います。なお、この実施のためには、体制の確保が必要です。

また、UDの視点から見識のある助言を求めることができるアドバイザーの確保も重要です。いずれにしても、できることから、少しずつでも実行に移すことが必要です。

施設用途等によって、必要に応じて専門家からの意見聴取、ワークショップ（施設利用者等との共同検討）を実施します。

実施に当たっては、施設用途や整備段階に応じて、効果的かつ合理的な意見聴取の方法（対象者、形式等）を選択するとともに、ポイントを絞って、効果的な意見聴取を心掛けることが大切です。ワークショップ等の実施に当たっては、目的に応じて、施設管理者、施設利用者、専門家、設計者、発注者（施設整備担当）等の参加者の構成に配慮します。

なお、意見聴取に当たっては、分かりやすい説明手法として、模型、コンピュータ・グラフィック、モックアップ（実物大模型）等による現場確認等を採用することは有効な手段です。

各段階の評価については、データを蓄積し、フィードバックすること、特に失敗事例を蓄積し、過去と同じようなミスを回避することが肝要です。

## 2. 3. 2 整備の各段階での取組

UDレビューは、施設の企画・立案といったより早い段階から実施することが、UDの考え方を導入した公共建築を実現するために、より効果的となります。

なお、施設の用途、規模、立地条件等により、相応しいUD レビューの進め方を選択すればよく、必ずしも画一的なUD レビューを実施する必要はありません。特に、各段階で行う意見聴取等の体制及び人選は、目的に応じてバランスを考慮する必要があります。

また、各段階において的確に検討が行われるよう、最初に、施設整備のコンセプト（基本的考え方）、UDレビューの進め方、UDの視点からの目標等を明確にしておくこと、更に、各段階においては、次の段階で検討が必要な事項を整理しておくことが必要です。

以下に、各段階におけるUDレビューの例を示しますが、個々の施設整備においてどのように実施するかは十分に吟味して下さい。

なお、UDレビューのイメージ図をこの章の最後に掲載しますので、参照して下さい。

### **(1) 企画構想 (UDレビュー step 1)**

- ・ 施設管理者と十分な意思疎通を図り、施設の利用形態、運用・管理の状況の想定
- ・ UDの視点に立ち、施設整備のコンセプト（基本的考え方）の設定
- ・ 各段階におけるニーズの把握、評価等の進め方の設定
- ・ （同種の）既存施設における施設利用者のニーズ等の情報収集
- ・ （同種の）既存施設についての事後評価に関する情報の活用
- ・ 敷地の選定について、公共交通機関からの移動経路等を含め、当該施設への移動しやすい経路の確保等の視点の考慮
  
- ・ 面的、連続的なUD化を目指すため、関係部局、周辺事業者等との情報交換
- ・ 必要に応じ、施設利用者（障害者（団体）等）等からの意見聴取等

### **(2) 基本計画 (UDレビュー step 2)**

- ・ 安全で使いやすいゾーン分け及び動線計画の目標設定
- ・ 段差を設けない床、路面及び地盤の高さ関係についての計画の目標設定
- ・ 歩車分離の移動経路の計画の目標設定
- ・ サイン環境の目標設定
- ・ 既存施設の事後評価に関する情報の活用
- ・ 将来の増築が予定されている場合等については、これを考慮した検討事項の整理
  
- ・ 施設利用者、施設管理者等の既存施設についてのニーズ把握等から得られた問題点の解決策の検討及び評価

### **(3) 設計**

#### **1) 基本設計 (UDレビュー step 3)**

- ・ 平面計画及び動線計画の確認
- ・ 床や路面に段差を設けない計画となっているかの確認
- ・ 動線上の各部寸法が確保できる計画となっているかの目標設定と確認
- ・ 階段、エレベーター、トイレ等の単位空間が利用しやすい位置、面積となっているかの目標設定と確認
- ・ 分かりやすいサインの配置計画の目標設定と確認
- ・ 実施設計段階で検討が必要な事項の整理
  
- ・ 施設管理者と意思疎通を図りつつ、施設の利用形態、運用・管理の状況に則

したものとなっているかの確認

- ・ 施設利用者との意見聴取から得られた問題点の解決策の検討及び評価
- ・ 必要に応じて専門家による評価

## 2) 実施設計 (UDレビュー step4)

- ・ 安全で使いやすい各部寸法 (カウンター、手すりの高さ等) の目標設定と確認
  - ・ 安全で使いやすい詳細形状 (床面の凹凸、手すりの形状等) の目標設定と確認
  - ・ 安全で使いやすい仕上げ (床材の滑りにくさ等) の目標設定と確認
  - ・ 安全で使いやすく、使用方法が分かりやすい設備機器の仕様 (照明の明るさ、エレベーターのセンサー等) の目標設定と確認
  - ・ 竣工後に陥没や段差が起こりにくい下地・工法の目標設定と確認
  - ・ 施工段階で検討が必要な事項の整理
- 
- ・ 施設管理者と意思疎通を図りつつ、施設の利用形態、運用・管理の状況に則したものであるかの確認
  - ・ 施設利用者との意見聴取から得られた問題点の解決策の検討及び評価
  - ・ 必要に応じて専門家による評価

## (4) 施工 (UDレビュー step5)

- ・ 施工図による確認
  - ・ 必要に応じて、モックアップ (実物大模型) を作成し、又は現場において、原寸レベルでの確認
  - ・ 細部 (床面の凹凸、スイッチの設置位置等) の確認
  - ・ 仕上げ (色彩等) の確認
  - ・ サインの設置位置、色彩等の確認
- 
- ・ 施設管理者と意思疎通を図りつつ、施設の利用形態、運用・管理の状況に則したものであるかの確認
  - ・ 施設利用者との意見聴取から得られた問題点の解決策の検討及び評価
  - ・ 必要に応じて専門家による評価

## (5) 運用・管理 (UDレビュー step6)

- ・ 運用・管理上のアドバイスの実施等により、当初の施設整備の意図にそった施設の使い方の実現
- ・ 施設管理者へ施設使用に当たっての条件を書面にて伝達
- ・ 不具合のある部分については順次改善

- ・ 施設利用者、施設管理者、必要に応じて専門家を交えた意見聴取から得られた問題点の解決策の検討及び評価

#### (6) 施設情報のフィードバック (UDレビュー step7)

- ・ あらゆる機会をとらえた施設の事後評価、調査の実施  
(具体例) 顧客満足度調査(施設利用者及び施設管理者を対象とした施設に対する満足度についての調査)等の実施  
整備に携わった設計、施工の担当者(必要に応じて、設計事務所等も参加)により、施設完成後(1~2年程度)、実際の施設の利用状況を把握
- ・ 施設個々のデータの蓄積・活用  
(具体例) 施設整備の各段階で解決しきれなかった課題について、その経緯と理由を整理  
施設に関する評価を総合的に行い、技術基準や施設整備にフィードバックする担当部署の設置等により、各種調査等からの情報の収集、データベース化、留意事項集の作成等、フィードバックすべきデータの取りまとめを実施
- ・ 上記の活動の継続及び以降の施設整備への活用・反映  
(具体例) 施設情報のフィードバックの試みとして、施設の評価会議の実施

## 2. 4 既存施設の改修

既存施設の改修に当たっての整備の基本的な視点は新築と同じです。

ただし、「改修」と言っても、改修の目的、改修範囲、改修に投じられる費用等を例にとってみても、その内容は実に様々です。あわせて、既に構造体の物理的な容量が決まっていること、通常、施設を使いながらの工事となることなど、新築と比較して制約条件も多数生じてきます。

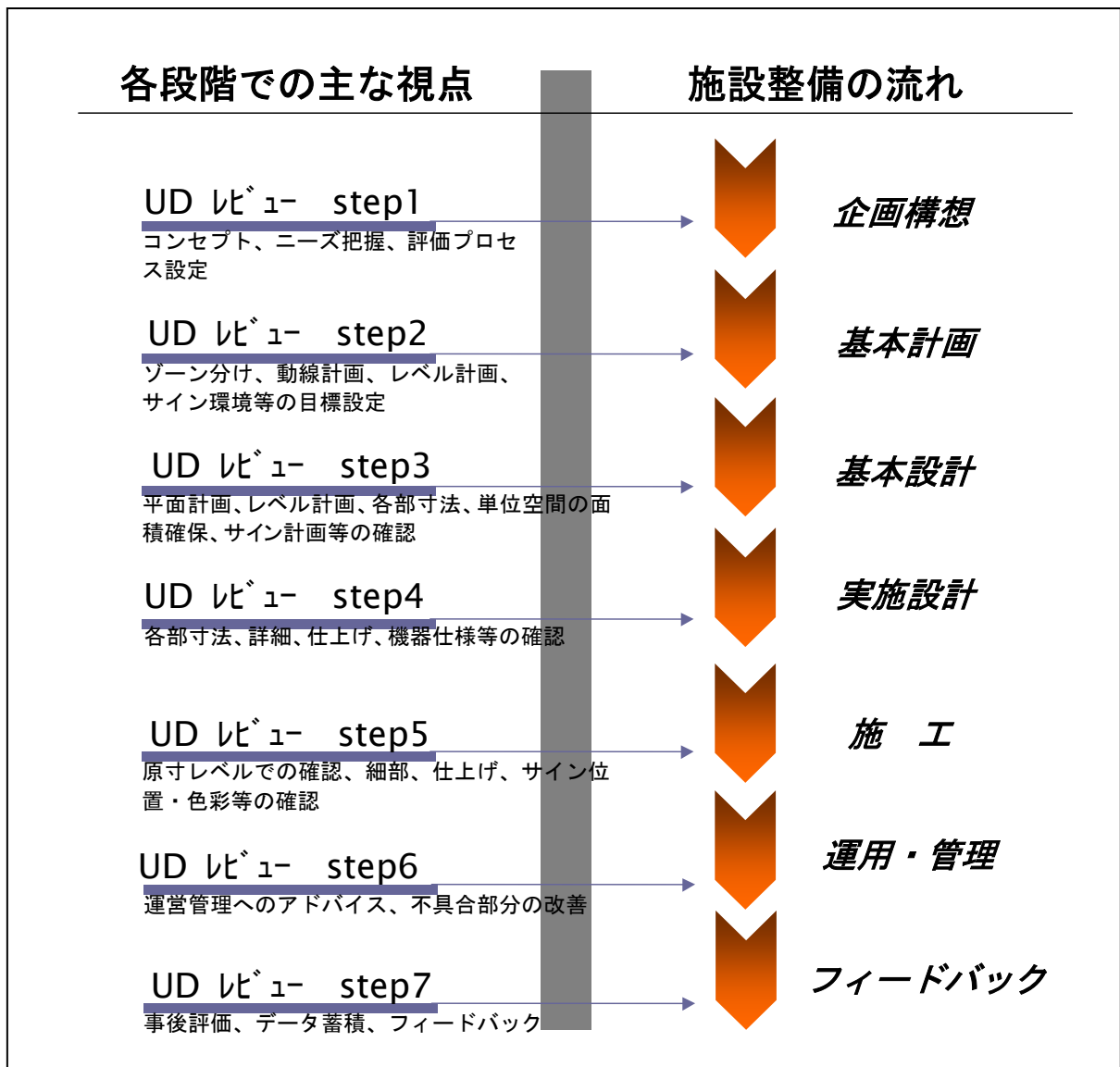
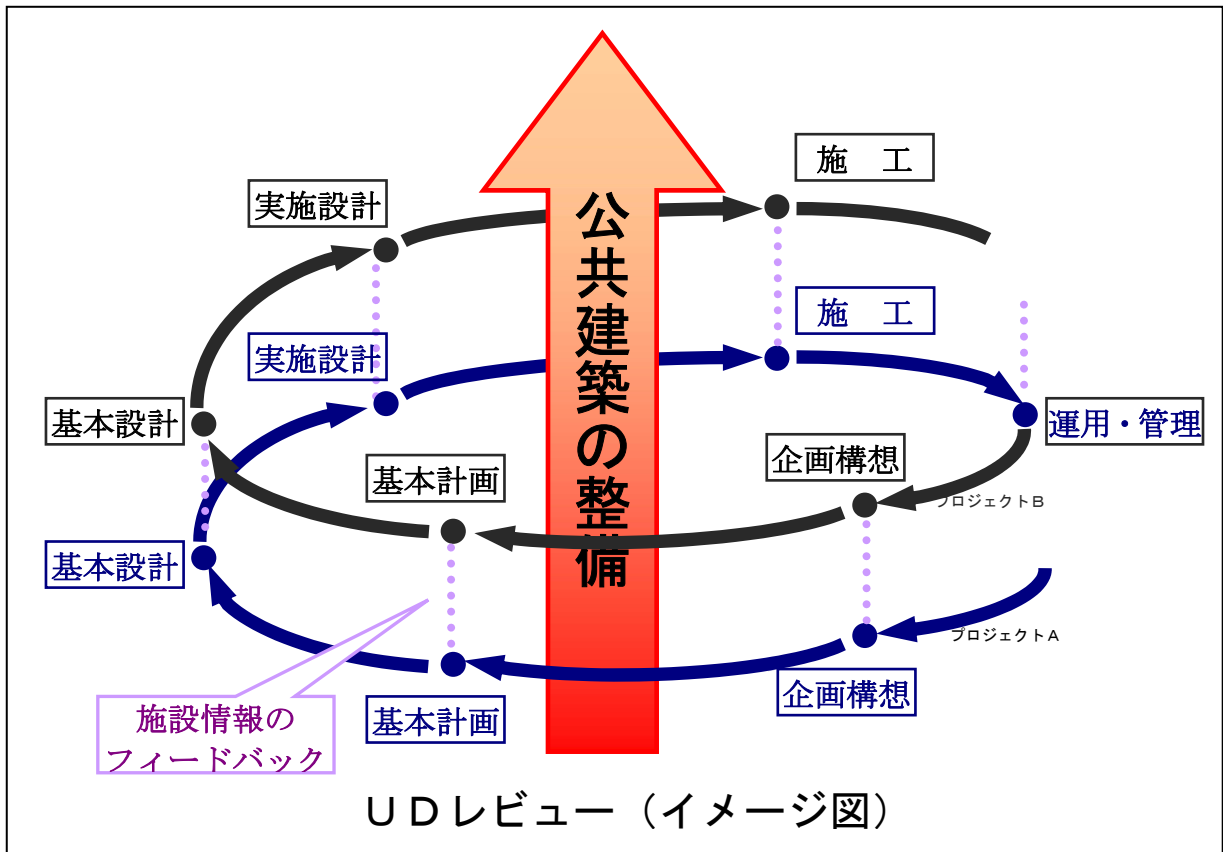
したがって、既存施設の改修においては、このガイドラインに示されているすべての内容を適用させて検討することが必ずしも現実的でない場合があると思われませんが、UDの導入に当たっての考え方を十分に理解した上で、できる限りの工夫を行っていくことが重要です。

特に、改修の目的がハートビル法に基づく改修等、高齢者・障害者等への対応を主目的とした場合においては、以下の事項を、優先して確保すべき機能と考えます。

- ・ 建物に支障なく、円滑に入れること
- ・ 円滑に入ることのできる階で、主たる目的の達成のための行動に支障が生じないこと。あわせてトイレの使用に支障が生じないこと
- ・ 上下階への移動が支障なくできること。できない場合は、人的な補助

が可能となっていること

また、改修計画を立案するに当たっては、既存施設の問題点を十分に把握し、施設利用者のニーズを的確に把握した上で、施設の利用形態を踏まえ、必須事項、優先事項を検討し、整備水準を設定します。なお、UDの視点からは、改修後の整備水準がより上位の水準となるよう努めることが大切であり、段階的に整備を実施することも考慮しておく必要があります。



## 第3章 整備ガイド

### 3. 1 整備ガイドの目的

整備ガイドは、UDの考え方を導入するに当たり、どのような視点を持って検討すべきかということを示しています。

### 3. 2 整備ガイド

(1)移動空間、(2)行為空間、(3)情報、(4)環境、(5)安全の5つの視点から、【対象部位】又は【対象項目】に記載する部位等を想定して、UDの考え方や施設整備に当たっての基本原則を、設計段階における視点を中心に【施設整備のポイント】として整理します。

それぞれの視点は、完全に分離できるものではなく、縦軸と横軸の関係のように、密接に関係しています。このため、多角的な視点から検討を行い、きめ細やかな配慮をした施設整備を目指すことが必要です。

#### (1) - 1 移動空間（建物外部）

##### 【対象部位】

敷地出入口、歩行者用通路、階段・スロープ、自転車路・駐輪場、車路、駐車場、車寄せ、憩いの場

##### 【施設整備のポイント】

#### ①歩行者の安全性及び利便性を第一優先に考慮

- ・歩行者と自動車の経路を分離する
- ・歩行者と自転車の経路をできるだけ分離する
- ・歩行者用の経路は玄関まで遠回りとならないように計画する
- ・すべての人ができる限り同じ経路で移動できるよう配慮し、特定の人に特別な移動経路で対応する計画としない
- ・滑りにくく、平坦な床仕上げとする

#### ②分かりやすい経路

- ・分かりやすく、連続性のある移動経路とする
- ・目的場所やそこに至る経路、サインがすぐに確認できるよう、見通しの良い空間とする
- ・単純かつ明快で、分かりやすいサイン計画とする

#### ③円滑な水平移動の確保

- ・歩行者用通路に段差が生じないよう、外構の地盤及び路面の高さ設定を行う
- ・やむを得ず段差が生じる場合は、最小限の段差とするよう配慮し、階段とスロープを併設する

#### ④ゆとりの空間の確保

- ・移動や行動がしやすいように、ゆとりを持った空間を確保する

### (1) - 2 移動空間（建物内部）

#### 【対象部位】

玄関・建物出入口、玄関ホール、受付、廊下、スロープ、階段、エレベーター、エスカレーター、各室出入口

#### 【施設整備のポイント】

##### ①分かりやすい空間構成

- ・簡潔で合理的な、連続性のある移動経路とする
- ・玄関ホール等の主な地点で、目的地等が把握できるように見通しを確保する

##### ②円滑な水平移動の確保

- ・同一階では段差を設けない。やむを得ず段差が生じる場合は、階段とスロープを併設する
- ・滑りにくく、平坦な床仕上げとする
- ・出入口は、容易に開閉できて通過できるものとする
- ・使いやすい手すりを設置する

##### ③円滑な垂直移動手段の確保

- ・異なる階への移動手段として、原則としてエレベーターを設置する
- ・階段とエレベーターは、自由に選択できるように近接して設置する
- ・階段については、安全性、上り下りのしやすさを考慮する
- ・エレベーターは、様々なニーズを考慮し、適切な仕様とする
- ・エレベーターについては、乗降時の安全性、十分なスペースの確保、操作のしやすさ等に配慮する
- ・エスカレーターは、エレベーターだけでは輸送能力が不足する場合等において設置を考慮する

##### ④ゆとりの空間確保

- ・移動や行動がしやすいように、ゆとりを持った空間を確保する

### (2) 行為空間

#### 【対象部位】

待合、窓口、執務室・会議室、トイレ、電話コーナー、水飲み器、授乳室等、喫煙室、湯沸室、職員休養スペース、食堂、観覧席・客席、宿泊室、浴室・シャワー室、更衣室・脱衣室、その他これらに類する空間、什器、スイッチ・コンセント等

#### 【施設整備のポイント】

##### ①ゆとりの空間確保

- ・目的とする行為を行いやすいように、ゆとりのある空間を確保する



②だれもが使用可能な寸法、形状等

- ・室内の構成、カウンターの高さ等什器・機器類の寸法や形状、スイッチ等の設置位置や形状は、だれもが使用しやすいように配慮する
- ・すべての人が共通のものを使用することが困難な場合は、それぞれが快適に使用できる選択肢を確保する

③操作のしやすさ、分かりやすさ

- ・操作ボタン等は、操作しやすい大きさ、形状等に配慮する
- ・分かりやすく、誤った操作をしにくい操作方法を選択し、操作方法の表示等に配慮する
- ・誤った操作をしても安全であるように配慮する

(3) 情報

【対象項目】

視覚情報、触知情報、音声情報、人的対応

【施設整備のポイント】

①多角的方法による情報提供

- ・視覚障害者を考慮した触知情報、音声・音響情報を提供する
- ・聴覚障害者を考慮した視覚情報を提供する
- ・多様な利用者を考慮し、図記号の活用、外国語やひらがなの併記を行う

②単純明快で分かりやすい情報提供

- ・必要な場所で必要な情報が得られる情報提供を行う
- ・はっきりと見える大きさ、形状、色、設置位置等により表示する
- ・弱視者を考慮した明度差の確保、色覚障害者を考慮した色彩の選択に配慮する
- ・提供される情報の内容や表現を施設内で統一し、連続性のある計画とする
- ・色分け、形態の特徴付け等を活用した情報提供を行う

③人による情報提供との調和

(4) 環境

【対象項目】

光環境、音環境、熱環境、空気質環境、色環境、触感

【施設整備のポイント】

①身体感覚に配慮した快適な環境の提供

- ・見やすさを考慮した光環境とする
- ・聞きやすさを考慮した音環境とする
- ・快適性を考慮した熱環境、空気質環境とする
- ・触れたときの快適性を考慮した素材の使用に配慮する

②心理的影響に配慮した快適な環境の提供

- ・色彩の与える心理的影響を考慮した色彩計画とする

(5) 安全

【対象項目】

避難、防犯

【施設整備のポイント】

①安全に避難できるように考慮した防災、避難計画

- ・余裕のある防災、避難計画とする
- ・一時避難スペースを設置する

②多角的手段による確実な情報伝達

備考) 非常時については、施設面の対応のみでは限界がある

人的対応が必須となるため、非常時の対応について職員に徹底し、移動制約者の補助の体制確保が必要である

③移動の確保と防犯性の確保の両立

- ・来訪者及び執務者の利用可能な空間における自由な移動の確保と、必要な防犯性の確保との両立を図る

### 3. 3 標準化による分かりやすさへの配慮

施設をより使いやすいものとするためには、個々の施設整備において、機能、立地等の固有の条件や特性に応じたきめ細やかな配慮を行うことが必要である一方、すべての施設における対応を標準化することにより、利用者にとって分かりやすいものとなることもあります。例えば、サインの表示方法、スイッチの位置や配置がこれに該当すると考えられます。

### 3. 4 固有の条件に応じた配慮

施設整備に当たり、気候条件、敷地条件、施設の立地や用途による利用者の構成等は千差万別であり、それぞれの固有の条件に応じた配慮が必要となります。以下に具体例を示します。

●気候条件に応じた配慮の例

積雪地では、雪による歩道のすべり防止のため、雪避けスペースを確保し、融雪や上屋の設置等に配慮します。また、風雨が強い地域では、玄関の庇を広く確保するなど、傘の開閉時や車の乗降時に雨にぬれないように配慮します。

●敷地条件に応じた配慮の例

敷地に極端な傾斜がある場合は、玄関までの移動経路を平坦にするよう、地盤にあわせて複数の玄関を設置するなど工夫をします。そのために建物内で生じた高低差については、建物内の縦動線で円滑に移動できるように配慮します。

あるいは、低地等で水害による浸水対策のため、1階の床の高さを地盤に対して高めに設定することが必要となる場合もあります。このような場合でも、敷地内での地盤の高さの設定の工夫等により、段差を生じさせないように配慮します。

●施設の立地や用途による利用者の構成に応じた配慮の例

地域や施設の用途によって、高齢者、外国人等の利用が多くなる場合があります。すべての人にとって使いやすいことが基本となりますが、利用者の構成に応じて、例えば、移動を助ける手すりやゆっくりできる休息スペースの設置、サインの図（図記号、文字等）と地の明度差の確保や併記する外国語の種類増加等といったきめ細やかな配慮が必要です。

## ユニバーサルデザイン7原則

Version 2.0-4/ 1/97

THE CENTER FOR UNIVERSAL DESIGN  
North Carolina State University

この原則は、以下のユニバーサルデザイン提唱者により編集された（アルファベット順）： Bettye Rose Connell, Mike Jones, Ron Mace, Jim Mueller, Abir Mullick, Elaine Ostroff, Jon Sanford, Ed Steinfeld, Molly Story, Gregg Vanderheiden  
また、日本語訳文の責任は、Satoshi Kose, Tetsuya Yasuzawa, Koji Yanagida, Michiko Shimizu, Michiko Horikawa（古瀬敏、安澤徹也、柳田宏治、清水道子、堀川美智子）にある。

ユニバーサルデザインとは

すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。

ユニバーサルデザイン原則は、建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究者などからなるグループが、協力しあってまとめたものである。

これは、環境、製品、コミュニケーションなどを含めて、デザインがかかわる幅広い分野での方向性を明確にしている。これらの7原則は、既存のデザインの評価や、デザイン・プロセスの方向づけに使えるだけでなく、使いやすい製品や環境とはどうあるべきかを、デザイナーのみならず消費者を啓蒙するためにも活用できるものである。

ユニバーサルデザイン7原則は以下のものから構成されている。

原則：簡潔で、かつ、覚えやすく表現された基本的な考え方

定義：原則に沿ったデザインをするための簡潔な方向付け

ガイドライン：原則に忠実であるために必要とされる基本要件

（注：すべてのガイドラインが、どのようなデザインにも当てはまるとは限らない。）

原則1：だれにでも公平に利用できること

定義：だれにでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること。

ガイドライン：

- 1 a. だれもが同じ方法で使えるようにする：それが無理なら別の方法でも仕方がないが、公平なものでなくてはならない。

- 1 b. 差別感や屈辱感が生じないようにする。
- 1 c. だれもがプライバシーや安心感、安全性を得られるようにする。
- 1 d. 使い手にとって魅力あるデザインにする。

原則 2 : 使う上で自由度が高いこと

定義 : 使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること。

ガイドライン :

- 2 a. 使い方を選べるようにする。
- 2 b. 右利き、左利きどちらでも使えるようにする。
- 2 c. 正確な操作がしやすいようにする。
- 2 d. 使いやすいペースに合わせられるようにする。

原則 3 : 使い方が簡単ですぐ分かること

定義 : 使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること。

ガイドライン :

- 3 a. 不必要に複雑にしない。
- 3 b. 直感的にすぐに使えるようにする。
- 3 c. だれにでも分かる用語や言い回しにする。
- 3 d. 情報は重要度の高い順にまとめる。
- 3 e. 操作のためのガイダンスや操作確認を、効果的に提供する。

原則 4 : 必要な情報がすぐに理解できること

定義 : 使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。

ガイドライン :

- 4 a. 大切な情報を十分に伝えられるように、絵や文字、手触りなど異なった方法を併用する。
- 4 b. 大切な情報は、(例えば大きな文字で書くなど) できるだけ強調して読みやすくする。
- 4 c. 情報をできるだけ区別して説明しやすくする (やり方が口頭で指示しやすくなるように)。
- 4 d. 視覚、聴覚などに障害のある人が利用しているさまざまなやり方や道具でも、情報がうまく伝わるようにする。

原則 5 : うっかりミスや危険につながらないデザインであること

定義 : ついとうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。

ガイドライン：

- 5 a. 危険やミスをできる限り防ぐ配慮をすること：頻繁に使うものは最もアクセスしやすくし、危険なものはなくしたり、隔離したり、覆うなどする。
- 5 b. 危険なときやミスをしたときは警告を出す。
- 5 c. 間違っても安全なように配慮をする（フェイルセーフ）。
- 5 d. 注意が必要な操作を、意図せずにしてしまうことがないように配慮する。

原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

定義：効率よく、気持ちよく、疲れなくて使えるようにすること。

ガイドライン：

- 6 a. 自然な姿勢のまま使えるようにする。
- 6 b. あまり力を入れなくても使えるようにする。
- 6 c. 同じ動作を何度も繰り返すことを、できるだけ少なくする。
- 6 d. 体に無理な負担が持続的にかかることを、できるだけ少なくする。

原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

定義：どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。

ガイドライン：

- 7 a. 立っていても座っていても、重要なものは見えるようにする。
- 7 b. 立っていても座っていても、あらゆるものに楽に手が届くようにする。
- 7 c. さまざまな手や握りの大きさに対応する。
- 7 d. 補助具や介助者のためのスペースを十分に確保する。

これらのユニバーサルデザイン7原則は、だれにでも利用可能なデザインという視点を中心にしている。しかし、実際のデザインでは、使いやすさ以上のことにも配慮が必要であり、デザイナーが、デザインをする過程で、経済性や、技術的条件、文化的要件、男女差や環境への影響など、関連する諸条件を考慮に入れなければならないことはいままでもない。これらの7原則は、できるだけ多くの人達の要求に対応できるような特徴を、よりうまく組み込んで理想的なデザインを目指すに当たっての、デザイナーへの指針である。

Copyright 1997 N.C. State University, The Center for Universal Design

（この原則は、主に National Institute on Disability and Rehabilitation Research からの助成金により作成された。）